

直送済

令和7年(行ケ)第9号 人口比例選挙請求事件
原告 鶴本 圭子 外10名
被告 東京都選挙管理委員会 外10名

証拠説明書 (3)

令和7年10月6日

東京高等裁判所第10民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 真 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

号証	標目／作成者・出典 ／作成年月日／原 本・写し	立 証 趣 旨	原告主張書 面関連箇所
甲 118 の 2	東京中日新聞社説 「1 票の格差判決 「2 倍」 常態化させ るな」(中日新聞ウ ェブ掲載)／2025 (令和 7) 年 9 月 30 ／写し	<p>同社説は、</p> <p>① 「「1 票の格差」が最大 2・06 倍だった昨年 10 月の衆院選を巡り、最高裁は「合憲」と判断した。格差是正を目指した国会の選挙制度改革を「合理性がある」と評価したが、依然として格差 2 倍超の不平等が残る。民意を政治に的確に反映する選挙制度とは言えまい。」(強調 引用者)</p> <p>② 「しかし、2・06 倍という格差は鳥取 1 区の有権者が持つ 1 票に対し、北海道 3 区の有権者は 0・49 票しか持たない計算となる。」(強調 引用者)</p> <p>③ 「「2 倍未満」という現行基準が法の下の平等を掲げる憲法の精神からいかにかけ離れているか、常に問い続ける必要がある。」(強調 引用者)</p> <p>④ 「先進 7 カ国 (G7) では米国や英国、ドイツなどが日本よりもかなり高水準で「1 票の平等」を実現している。米最高裁は 64 年に「1 人 1 票の原則」を打ち出し、「市民の投票権がおとしめられれば、市民は市民でなくなる」と判示した。」(強調 引用者)</p> <p>⑤ 「主権者である国民は投票を通じて政治に意思を反映するが、1 票の重みに違いが生じた選挙制度では、投票意思が正しく議席数に反映されているとは言い難い。そうした制度の欠陥を放置することは国民を軽んじているに等しい。」(強調 引用者)</p> <p>⑥ 「投票価値の平等は民主主義の大前提だ。司法がその実現を立法府に求めることは、三権分立の原則から当然の役割である。」(強調 引用者)</p>	<p>準備書面(1) 29～31 頁 36 頁 38～40 頁 61～64 頁</p> <p>準備書面(1) 65～66 頁</p>

		<p>等記述した。</p> <p>但し、東京新聞で掲載された社説（甲 118）と同文。</p>	
甲 119	<p>朝日新聞社説「衆院 1 票の格差 民意反映へ抜本改革を」／2025（令和 7）年 10 月 2 日／写し</p>	<p>同社説は、</p> <p>①「住んでいる場所によって、投じる一票の重みが他の地域の半分にも満たない。そんな不平等を許容する判決だ。」（強調 引用者）</p> <p>②「そもそも「2 倍」でさえ平等の原則からほど遠いことを考えれば、疑問は極めて大きい。」（強調 引用者）</p> <p>③「一票の不平等を放置して選挙区ごとに一票の価値に大きな差が生じたままでは、国会の多数決と国民の考えに食い違いが生じうる。様々な課題に民意が正しく反映されていないければ、国会の正統性を大いに揺るがす。そして選挙制度は、議員自身の利害に結びつく。だからこそ司法には厳しい姿勢が必要なのだ。」（強調 引用者）</p> <p>等記述した。</p>	<p>準備書面(1) 45～56 頁 (第 3 部 統治論)</p>
甲 120	<p>北海道新聞社説「衆院 1 票の格差 民意反映へ抜本改革を」／2025（令和 7）年 10 月 3 日／写し</p>	<p>同社説は、</p> <p>①「「だが格差は判断の目安として法が定めた 2 倍を超えている。原則はあくまで 1 人 1 票であり投票価値の平等は民主主義の大前提である。これをあいまいにしては選挙の信頼どころか正当性そのものが揺らいでしまう。」（強調 引用者）」（強調 引用者）</p> <p>②「衆院選を巡る最高裁の合憲判断はこれで 3 回連続となる。2 倍前後であれば良しとする判断は不明瞭と言わざるを得ない。司法は事態をもっと深刻に受け止めるべきではないか。」（強調 引用者）</p>	

		等記述した。	
--	--	--------	--

以上